

霧島市条例第38号
平成28年12月26日

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

工作室		1時間につき120円
スタジオ		1時間につき120円
バレーボール	一般	1時間につき190円
	児童生徒	1時間につき100円
バドミントン	一般	1時間につき100円
	児童生徒	1時間につき50円
卓球	一般	1時間につき60円
	児童生徒	1時間につき20円

」を

「

工作室		1時間につき160円
スタジオ		1時間につき140円
専用使用	一般	1時間につき220円
	児童生徒	1時間につき110円
バドミントン (1面につき)	一般	1時間につき120円
	児童生徒	1時間につき60円
卓球 (1台につき)	一般	1時間につき70円
	児童生徒	1時間につき40円

」に、

「

1 回につき220円 回数券12枚つづり2,200円

」を

「

1 回につき260円 回数券12枚つづり2,600円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のいきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。